

地域再生基本方針の一部変更について

〔平成28年4月15日〕
閣議決定

地域再生法（平成17年法律第24号）第4条第7項において準用する同条第4項の規定に基づき、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

1の1）中「し、知恵と工夫を競うアイデア合戦（「地域戦略メガコンペ」）がより多くの地域で活発に展開される」を「する」に改め、「閣議決定」の下に「・平成27年12月24日改訂」を加え、「取り組むこととした」を「取り組んでいる」に、「「都道府県及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」」を「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」と総称する。）」に改め、「の競争」を削り、「②地域の政策課題を解決するための制度改革の推進、③民間のノウハウ、資金等の活用促進」を「②地方版総合戦略との連携、③地域の政策課題を解決するための制度改革の推進等、④民間のノウハウ、資金等の活用促進」に改める。

2中

「また、地域の資源や知恵をいかした自立に向けた取組や地方と都市とが交流・連携し共生を目指す取組に対して国が集中的又は優先的に支援することが必要である。

このような取組を効果的に進めるため、地域再生の取組では、地域に共通する政策課題の解決に資する施策を地域にとって選択・利用しやすいメニューとして体系化し、地域が各種施策を組み合わせ活用することができるように「プログラム」を提示して支援してきたところである。

我が国は、世界のどの国もこれまで経験したことがない高齢社会を迎えており、人口も減少傾向が強まると推計されている。人口減少等は、労働力人口の減少や雇用形態の多様化、社会を構成する人口構造や需要の変化、まちやむらの地域空間の変化や地域活力の衰退等我が国の社会経済に大きな影響を及ぼす可能性がある。

このうち、地方においては、雇用機会が少ないことや都市部と比較して所得が低いことを背景として、若者を中心とした人口流出に歯止めがかかっていないため、都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進行している。

このため、地方での安定した良質な雇用の創出や地方全体の雇用の拡大の推進に寄与する事業者の地方における本社機能の強化を図っていくことが必要であり、特に東京一極集中の是正及び人口減少対策の観点から、東京から地方への本社機能の移転を推進する必要がある。

また、中山間地域等においては、高齢化・人口減少に伴い、買い物や医療・福祉など、住民の日常生活に必要な様々なサービス機能の提供に支障が

生じてきていることから、基幹となる集落に生活サービス機能や地域活動の場等を集約・確保し、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」の形成を図ることにより、持続可能な地域づくりを推進する必要がある。

さらに、農山漁村地域においては、地域の中核的な産業である農林水産業を、若者にとっても魅力のある成長産業とするとともに、農林水産物をはじめとした地域資源を活用した6次産業化等を推進することにより、雇用創出・所得確保を図っていく必要がある。」
を削る。

2の1)の見出し及び同②イ中「の競争」を削る。

2の6)を削り、同5)を同6)とする。

2の4)中「1)から3)まで」を「1)から4)まで」に改め、2中4)を5)とし、3)を4)とし、同2)の見出し中「推進」を「推進等」に改め、同2)中

「急速に進む少子高齢化、人口減少や、環境制約の高まり等の大きな社会経済情勢の変化に対応した地域再生を進めるためには、制度改革を推進することが重要である。」

を

「我が国は、世界のどの国もこれまで経験したことがない高齢社会を迎えており、人口も減少傾向が強まると推計されている。人口減少等は、労働力人口の減少や雇用形態の多様化、社会を構成する人口構造や需要の変化、まちやむらの地域空間の変化や地域活力の衰退等我が国の社会経済に大きな影響を及ぼす可能性がある。地方においては、雇用機会が少ないことや都市部と比較して所得が低いことを背景として、若者を中心とした人口流出に歯止めがかかっていないため、都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進行している。こうした構造的な課題に対処するため、以下のような支援策を総合的に実施する。

地方での安定した良質な雇用の創出や地方全体の雇用の拡大の推進に寄与する事業者の地方における本社機能の強化を図っていくことが必要であり、特に東京一極集中の是正及び人口減少対策の観点から、東京から地方への本社機能の移転を推進する。

中山間地域等においては、高齢化・人口減少に伴い、買い物や医療・福祉など、住民の日常生活に必要な様々なサービス機能の提供に支障が生じてきていることから、基幹となる集落に生活サービス機能や地域活動の場等を集約・確保し、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」の形成を図るとともに、地域にあった自立的な事業を積み上げて地域経済の円滑な循環を促し、地域における仕事・収入を確保することにより、持続可能な地域づくりを推進する。

また、中高年齢者が希望に応じて地方やまちなかに移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるコミュニティづくりを目指す生涯活躍のまちの形成を推

進し、地域の持続的発展につなげる。

さらに、農山漁村地域においては、地域の中核的な産業である農林水産業を、若者にとっても魅力のある成長産業とするとともに、農林水産物をはじめとした地域資源を活用した6次産業化等を推進することにより、雇用創出・所得確保を図っていく。

また、急速に進む少子高齢化、人口減少や、環境制約の高まり等の大きな社会経済情勢の変化に対応した地域再生を進めるためには、時代に応じた制度改革を推進することが重要である。」

に、「また」を「なお」に改め、「以上のような制度改革を推進することにより、地域の自主的かつ自立的な地域再生を一層推進する。」を削り、同2)を同3)とし、同1)の次に次のように加える。

2) 地方版総合戦略との連携

地方公共団体において、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案した地方版総合戦略が策定され、それに基づいて具体的な地方創生事業の展開がなされる中であって、これを積極的に支援し、国と地方が共に力を合わせて地方創生の取組を加速していくことが重要である。

このため、従来の「縦割り」事業のみでは対応しきれない課題に取り組む地方を支援する観点から、事業の実施状況に関する客観的な指標（以下「重要業績評価指標」という。）の設定とPDCAサイクルの確立の下、地方版総合戦略に基づく地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業の推進を財政面から支援する。

また、法人から地方公共団体への新たな資金の流れを巻き起こす観点から、地方版総合戦略に位置付けられた地方創生事業に対する法人の寄附を促進する税制上の優遇措置（地方創生応援税制）を講ずることにより、地方公共団体の地方創生事業の実施を税制面から支援する。

5の1)中「政令で定める要件に該当するものであって」を削り、同2)①から③まで中「内閣官房」を「内閣府」に改め、同④中「内閣官房、」を削り、5を6とする。

4の1)②中「第5条第4項第3号」を「第5条第4項第4号」に改める。

4の3)①の見出し中「認定申請」の下に「に当たっての手續」を加え、同イに見出しとして「地域再生計画の認定の申請の受付時期」を付し、同イ中「地域再生計画の認定の申請の受付については、」を削り、同ロに見出しとして「計画の一体的な認定等」を付し、同ロ中「また、」を削り、「5)⑪、⑫及び⑬」を「5)⑬、⑭及び⑮」に改め、同ハに見出しとして「地域再生計画の認定申請を行う主体」を付し、同ハ中「第5条第4項第4号」を「第5条第4項第5号」に改め、「の認定申請をする場合」を削り、「行うものとし、同項第5号、第6号及び第8号」を「、同項第6号、第7号及び第10号」に、「行うものとする。また、同項第11号」を「、同項第8号に掲げる地域再生計画にあつては、市町村が単独で又は都道府県若しくは他の市町村と共同で、同項第13号」に改め、「の認定申請等をする

場合」を削り、「都道府県及び市町村が共同で」の下に「、認定申請を」を加え、同ハに次のように加える。

なお、都道府県及び市町村は、各々が主体となる事業について共同で地域再生計画を定めるほか、各々が別に定める場合も想定されるため、同一の区域を含んだ各々の地域再生計画を作成する場合には、必要な調整を自主的に行うことを前提とする。

4の3) ①ニからリまでを削り、同④中「③」を「④」に改め、同④に次のように加え、同④を同⑤とする。

認定を受けた地域再生計画については、内閣府においてインターネットの利用その他の適切な方法により公表するとともに、地方公共団体のホームページ等においてもその内容を閲覧できるようにすることが望ましい。

4の3) ③中「第5条第4項」を「第5条第4項各号」に、「②」を「③ホ」に改め、同③を同④とし、同②イ中「内閣府令」を「地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号。以下「内閣府令」という。）」に改め、同ロを次のように改める。

ロ 法第5条第4項第1号又は第2号に掲げる事項に係る事業を記載する場合にあつては、認定申請をしようとする地方公共団体の地方版総合戦略に当該事業が位置付けられている必要がある。この場合において、地方公共団体が共同して認定申請をしようとするときは、当該共同して認定申請をしようとする地方公共団体（港務局にあつては、当該港務局を設立した地方公共団体）全ての地方版総合戦略に当該事業が位置付けられている必要がある。

4の3) ②中へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、同ハ中「第5条第4項第4号」を「第5条第4項第5号」に改め、同b. 中「地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第26条」を「内閣府令第29条」に改め、同ハを同ニとし、同ロの次に次のように加え、同②を同③とする。

ハ 法第5条第4項第1号ロに掲げる事業を記載する場合にあつては、同号イの地方創生事業その他の政策効果を高めるためのソフト事業と連携・組合せをするよう努めるものとする。

4の3) ①の次に次のように加える。

② 地域再生計画の認定申請に当たっての留意事項

イ 地域再生計画を作成する際には、まち・ひと・しごと創生法に基づき都道府県及び市町村が定めるよう努めることとされている地方版総合戦略等の法律に基づく諸計画との調和が図られることが必要である。

ロ 地方公共団体が地域再生計画を作成する際には、特定非営利活動法人をはじめとするNPO、地域住民、関係団体、民間事業者等を通じて地域のニーズを十分に把握し、PFI制度等の活用も含めた民間のノウハウ、資金等の活用促進を検討した上で、反映するよう努めることが望ましい。

ハ 4) に定める地域再生協議会が組織されているときは、当該地域再生計画

に記載する事項について当該地域再生協議会において協議をしなければならないこととしている。

また、地方公共団体は、特定地域再生事業に関する事項を記載した地域再生計画を作成しようとするときは、特定地域再生事業が円滑かつ確実に実施されることが重要であることから、法第5条第5項に基づき、当該特定地域再生事業を実施する者の意見を聴かなければならないこととしている。

ニ 地域再生計画の認定申請に当たって、地方公共団体は、法第5条第12項に基づき、内閣総理大臣に対し、その認定を受けて実施しようとする地域再生を図るために行う事業及びこれに関連する事業（以下「地域再生事業等」という。）に係る補助金の交付その他の支援措置の内容並びに当該地域再生事業等に関する規制について規定する法律等の規定の解釈並びに当該地域再生事業等に対する当該支援措置及び当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる。

その際、地方公共団体は、事業内容（当該事業が「これに関連する事業」である場合には、関連する「地域再生を図るために行う事業」の内容、関連すると考える理由を含む。）や解釈を確認したい規定について極力明らかにして確認を求めるものとする。

ホ 地方公共団体は、地域再生計画の認定の申請をしようとするときは、併せて以下に掲げる計画を提出することができる。

- a. 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項の規定により作成した都市再生整備計画
- b. 都市再生特別措置法第81条第1項の規定により作成した立地適正化計画（誘導施設の整備に関する事業等（同法第46条第1項の土地の区域における同条第2項第2号又は第3号に掲げる事業又は事務であつて市町村又は特定非営利活動法人等が実施するものに係るものに限る。）が記載されているものに限る。）
- c. 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第6条第1項の規定により作成した地域住宅計画
- d. 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項の規定により作成した活性化計画
- e. 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第5条第1項の規定により作成した広域的地域活性化基盤整備計画
- f. 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定により作成した地域公共交通網形成計画
- g. 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）第4条第1項の規定により作成した観光圏整備計画

内閣総理大臣は、これらの計画の提出があつたときは、当該計画の実施が地域再生計画の実施による地域再生の実現に与える影響を考慮して、地域再生計画の認定を行うものとする。

これらの計画の提出を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、当該計画の主務大臣にその写しを送付するものとし、当該大臣が当該計画の写しの送付を受けたときは、それぞれ当該計画について当該大臣への提出又は送付があつたものとみなすこととする。

4の4)中「5の1)」を「6の1)」に改める。

4の5)①の見出しを「まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）」に改め、同イ中「次の種類の交付金を、次の施設の整備に充てられるものとして」を「下記の事業のうち、先導的なものに対して」に改め、同a.を次のように改める。

- a. 法第5条第4項第1号イに規定する地方創生事業全般（b.に掲げる事業を除く。）
 - i) 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業
 - ii) 移住及び定住の促進に資する事業
 - iii) 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業
 - iv) 観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業
 - v) i) からiv) までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

4の5)①イb.を次のように改める。

- b. 法第5条第4項第1号ロに規定する道・污水处理施設・港の整備事業
 - i) 市町村道、広域農道又は林道（このうち2以上の種類の施設整備を行う場合に限る。）
 - ii) 公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。）又は浄化槽（このうち2以上の種類の施設整備を行う場合に限る。）
 - iii) 地方港湾の港湾施設及び第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設（両方の施設整備を行う場合に限る。）

4の5)①イc.を削り、同ロ中「、個別の施設ごとに内容を審査するのではなく」を削り、同f.中「地方公共団体は」の下に「、法第5条第4項第1号ロに規定する事業については」を加え、同f.を同g.とし、同e.中「交付申請」の上に「法第5条第4項第1号ロに規定する事業に係る」を加え、同e.を同f.とし、同d.中「内閣総理大臣は」の下に「、法第5条第4項第1号イに規定する事業については内閣府において予算執行を行う一方、同号ロに規定する事業については」を加え、同d.を同e.とし、同c.中「地方公共団体」の上に「法第5条第4項第1号ロに規定する事業について、」を、「提出する。」の下に「その際、交付金を充てて行う事業に係る重要業績評価指標の達成状況（達成状況が芳しくない場合については、加えてその改善策）についても併せて提出する。」を加え、同c.を同d.とし、同b.の次に次のように加える。

- c. 法第5条第4項第1号イに規定する事業について、地方公共団体は、認定地域再生計画に基づき、毎年度、交付金の交付に係る申請をする際に、交付金を充てて行う事業に係る重要業績評価指標の達成状況（達成状況が芳しくない場合については、加えてその改善策）についても併せて提出する。

4の5) ①に次のように加える。

ニ 平成28年3月31日以前に認定された地域再生計画（地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）による改正前の法第5条第4項第1号に規定する事項が記載されたものに限る。）を変更し、引き続き同号に規定する事項を記載しようとする場合には、当該変更に係る認定基準は「地域再生基本方針の一部変更について」（平成28年4月15日閣議決定）による変更前の地域再生基本方針の定めるところによる。

4の5) ⑬中「2の6) ①」を「3の1)」に改め、同⑭を同⑯とし、同⑮を同⑰とし、同⑱を同⑲とし、同㉓中「第17条の20」を「第17条の32」に、「第5条第4項第11号」を「第5条第4項第13号」に改め、同㉔を同⑳とし、同㉕中「第17条の19」を「第17条の31」に、「第5条第4項第10号」を「第5条第4項第12号」に改め、同㉖を同㉑とし、同㉗中「第17条の18」を「第17条の30」に、「第5条第4項第9号」を「第5条第4項第11号」に改め、同㉘を同㉒とし、同㉙イ中「第17条の15第1項」を「第17条の27第1項」に改め、同㉚中「第17条の16第1項」を「第17条の28第1項」に改め、同㉛中「第17条の17」を「第17条の29」に改め、同㉜を同㉕とし、同㉝中「第17条の14」を「第17条の26」に、「第5条第4項第7号」を「第5条第4項第9号」に改め、同㉞を同㉗とし、同㉞の前に次のように加える。

⑩ 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例

イ 認定市町村は、法第17条の14により、都道府県知事等を加えた地域再生協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている生涯活躍のまち形成事業（生涯活躍のまち形成地域において、中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進、高年齢者に適した生活環境の整備、移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業）の実施に関する計画（生涯活躍のまち形成事業計画）を作成することができる。

認定市町村は、6の1) のとおり、法第19条に基づき地域再生を図るために行う事業等を行う地域再生推進法人を指定することができるが、生涯活躍のまち形成事業に係る業務を行う地域再生推進法人は、法第17条の15から第17条の17までに定めるとおり、認定地域再生計画に基づき生涯活躍のまち形成事業計画の素案を作成し、当該計画の作成又は変更の提案を行うことができる。

当該生涯活躍のまち形成事業計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域を記載するものとする。当該生涯活躍のまち形成地域の区域は、人口及び地域経済の動向その他の自然的経済的社会的条件からみて、地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会を形成して中高年齢者の居住を誘導し、地域の持続的発展を図ることが適当と認められる地域として認定市町村が定める区域を記載する。

ロ このほか、生涯活躍のまち形成事業計画には、おおむねa. からe. までに掲げる事項を記載するものとする。

a. 中高年齢者の社会的活動への参加を推進するための施策として、中高年

齢者の就業の機会を確保するための就業に関する相談その他の援助や、生涯にわたる学習活動への参加の機会を提供するための講座の開設及びその奨励等の認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。

- b. 生涯活躍のまち形成地域において整備すべき高年齢者向け住宅（サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームその他の高年齢者に適した住宅をいう。）を記載するとともに、当該高年齢者向け住宅を整備するための施策として、必要な土地の確保、費用の補助等の認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。
 - c. 生涯活躍のまち形成地域において提供すべき介護サービス（法第17条の14第3項第3号に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、第一号事業等の介護保険に係る保健医療サービス及び福祉サービスをいう。）を記載するとともに、当該介護サービスの提供体制を確保するために認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。
 - d. 生涯活躍のまち形成地域への移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在を促進するための施策として、情報の提供、便宜の供与等の認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。
 - e. a. から d. までは掲げる事項のほか、認定市町村が生涯活躍のまち形成事業の実施のために必要と認める事項を記載する。
- ハ 認定市町村は、イ及びロに掲げる事項のほか、法第17条の14第4項各号に掲げる事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができる。当該事項を記載し、かつ厚生労働大臣や都道府県知事の権限に係るものについてその同意を得たときは、法第17条の18、第17条の22、第17条の23及び第17条の24により、以下の特例を適用することとする。
- a. 生涯活躍のまち形成事業計画に記載され、厚生労働大臣の同意を得た事業協同組合等（以下「同意事業協同組合等」という。）に関して、当該同意事業協同組合等の構成員である中小事業主が、当該同意事業協同組合等に委託して、生涯活躍のまち形成事業として行われる事業の実施のため必要となる労働者の募集を行わせるときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項に定める厚生労働大臣の許可又は厚生労働大臣に対する届出を要するとの規定は適用しない。
 - b. 生涯活躍のまち形成事業計画に必要事項が記載された有料老人ホームに関する老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項の規定による届出については、当該有料老人ホームの設置の日から一月以内に、都道府県知事等に届け出ることをもって足りることとし、当該届出については、市町村長を経由してすることができるものとする。
 - c. 生涯活躍のまち形成事業計画に必要事項が記載され、都道府県知事の同意を得た居宅サービス事業者又は介護予防サービス事業者に関して、当該計画の公表の日に、それぞれ介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文又は同法第53条第1項本文の指定があったものとみなす。
同様に、当該計画に必要事項が記載された地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、第一号事業を行う事業者に関して、当該計画の公表の日に、それぞれ同法第42条の2第1項本文、同法第54条の2第1項本文又は同法第115条の45の3第1項の指定があったものとみなす。

- d. 生涯活躍のまち形成事業計画に必要事項が記載され、第17条の14第12項の規定により都道府県知事の同意を得た生涯活躍のまち一時滞在事業を行う事業者に関して、当該計画の公表の日に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の旅館業の許可があったものとみなす。

4の5) ⑧中「第5条第4項第6号」を「第5条第4項第7号」に改め、同⑧を同⑨とし、同⑦イ中「(自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落及びその周辺の農用地等を含む一定の地域をいい、市街化区域等を除く。以下同じ。)」を削り、同⑦を同⑧とし、同⑥を同⑦とし、同⑤を同⑥とし、同④の見出し中「社会福祉の増進に関する事業等」を「小さな拠点の形成に資する事業」に改め、同④中「社会福祉の増進に関する事業等」を「集落生活圏（法第5条第4項第6号に規定する集落生活圏をいう。以下同じ。）における就業の機会の創出に資する施設の整備又は運営に関する事業その他」に改め、「であること」の下に「、設立の日から10年未満であること」を加え、同④を同⑤とし、同③を同④とし、同②を同③とし、同①の次に次のように加える。

② まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例

- イ 法第13条の2により、法人が認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をした場合に、地方税法及び租税特別措置法で定めるところにより、当該法人の道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税について、課税の特例を適用する。
- ロ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行う地方公共団体は、イの寄附の総額が事業費を超えない範囲において、寄附を受領することとする。
- ハ イの寄附を受領した地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、当該寄附を行った法人に対して、寄附を受領したことを証する書類を交付することとする。
- ニ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業が完了した場合には、当該事業を行った地方公共団体は、当該事業の重要業績評価指標の達成状況（達成状況が芳しくない場合については、加えてその改善策）、事業費及び関連する寄附額を内閣総理大臣に報告することとする。
- ホ イの寄附を受けた地方公共団体にあつては、寄附を行う法人に対し、当該寄附を行うことの代償として以下の行為を行ってはならない。
- 補助金を交付すること。
 - 他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること。
 - 入札及び許認可において便宜の供与を行うこと。
 - 合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること。
 - このほか、経済的な利益を供与すること。

4の6) を次のように改める。

6) 地域再生計画と連動した支援措置

① 支援措置の活用について

- イ 地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策（以下「連動施策」とい

う。)による支援措置(「5)地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置」を含む。)は別表のとおりである。

- ロ これらの支援措置を活用する旨が明示されている地域再生計画については、3)④により、認定に際して、内閣総理大臣は関係行政機関の長の同意を得ることとする。

ただし、国庫補助を伴う支援措置について、当該支援措置に係る交付決定が既に行われており、単に関連事業として記載されている場合にあつては、当該支援措置に係る部分については認定の効果はなく、内閣総理大臣は当該支援措置に係る関係行政機関の長の同意は求めないこととする。また、認定地方公共団体が、活用する支援措置を追加しようとする場合にあつては、計画の変更認定の申請を行うこととし、内閣総理大臣は当該変更認定に際して、関係行政機関の長の同意を得ることとする。

- ハ これらの連動施策以外の施策を活用した事項・事業を地域再生計画に記載することは可能であるが、この場合も当該事項・事業の実施について認定の効果はないため、当該事項・事業に関して関係行政機関の長の同意は求めないこととする。当該事項・事業の実施に当たっては、地方公共団体において別途関係行政機関との所要の調整を行う必要がある。

② 連動施策の支援措置の追加等について

内閣府及び関係府省庁は、連携して、毎年度、連動施策の支援措置の追加及び削除並びにその支援内容の充実及び見直しに努めるものとする。

4の7)②イ中「地域再生本部」を「内閣府」に改め、「7)において」を削り、「照らして」を「照らし、第三者の意見を聴いて、」に改め、同ロを削り、同ハを同ロとし、同ニを次のように改め、同ニを同ハとする。

ニ 内閣府及び関係府省庁は、イの評価及び各省庁が行う政策評価を踏まえ、地域再生計画認定制度等の内容についての見直しを行うなど必要な措置を講ずるものとする。

4の7)②中ホをニとし、へを削り、4を5とする。

3の3)中「政令」を「地域再生法施行令(平成17年政令第151号)」に改め、同①ハ中「農山漁村地域における」の下に「小さな拠点の形成その他の」を加え、3を4とする。

2の次に次のように加える。

3 新たな措置の提案

1) 法第4条の2の規定に基づく提案

① 提案の募集

現場の声をより重視した地域再生の推進を図るため、法第4条の2の規定に基づき、地方公共団体や民間事業者等から定期的に地域再生の推進に資する施

策についての提案を募集する。

提案は、地方公共団体及び民間事業者等を含め誰からのものであっても受け付ける。

② 提案の対象

提案の対象は、地域再生の推進に資する税制・財政・金融上の支援措置等とする。なお、単に特定の地域における取組又は事業に対する財政支援等の優遇を求める提案ではなく、地域再生の推進に係る既存の施策体系の改善につながる提案を対象とする。

特に、特定政策課題の解決に資する施策に係る提案については、これをテーマとした募集を行う。また、特定政策課題の解決状況等を踏まえて見直しを行う場合は、必要に応じ、これらの提案募集に併せ、特定政策課題の提案募集を行う。

③ 提案受付の方法

地域再生の推進に資する施策の提案は、本部の事務を処理する内閣府において受け付けるものとする。また、内閣府は、提案に向けた相談に応じるものとし、関係府省庁は、内閣府が提案に向けた相談に応じるに当たって、必要な情報提供を行うものとする。なお、地域再生制度の説明や提案に向けた相談への対応は、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室も活用して行うものとする。

提案の受付は、毎年度1回行うこととし、募集時期については、構造改革特区制度等の提案募集との連携等にも配慮し決定する。

④ 提案を受けた政府の対応

受け付けた提案については、内閣府が実現に向けて関係府省庁と調整を行い、その結果を踏まえ、関係府省庁において必要な措置が講ぜられるものとする。この場合において、関係府省庁の範囲は、各府省の意見を聴いた上で内閣府において決定する。

2) 法第4条の3の規定に基づく提案

① 地方公共団体による提案

地域再生に取り組む地方公共団体の声に耳を傾け、より強力に支援を行うため、法第4条の3の規定に基づき、地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体は、内閣総理大臣に対して、地域再生の推進のために政府が講ずべき新たな措置に関する提案を随時することができるものとする。

② 提案の対象

提案の対象は、地域の具体の課題の解決に向けた税制・財政・金融上の支援措置等とする。なお、単に特定の地域における取組又は事業に対する財政支援等の優遇を求める提案ではなく、地域再生の推進に係る既存の施策体系の改善につながる提案を対象とする。

③ 提案受付の方法

提案は、内閣府において受け付けるものとする。また、内閣府は、提案に向

けた相談に応じるものとし、関係府省庁は、内閣府が提案に向けた相談に応じるに当たって、必要な情報提供を行うものとする。なお、地域再生制度の説明や提案に向けた相談への対応は、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室も活用して行うものとする。

④ 提案を受けた政府の対応

受け付けた提案については、内閣府が実現に向けて関係府省庁と調整を行い、その結果を踏まえ、関係府省庁において必要な措置が講ぜられるものとする。この場合において、関係府省庁の範囲は、各府省の意見を聴いた上で内閣府において決定する。

なお、提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした地方公共団体に通知するものとする。

別表を別紙のように改める。

附 則

この閣議決定は、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）の施行の日から施行する。